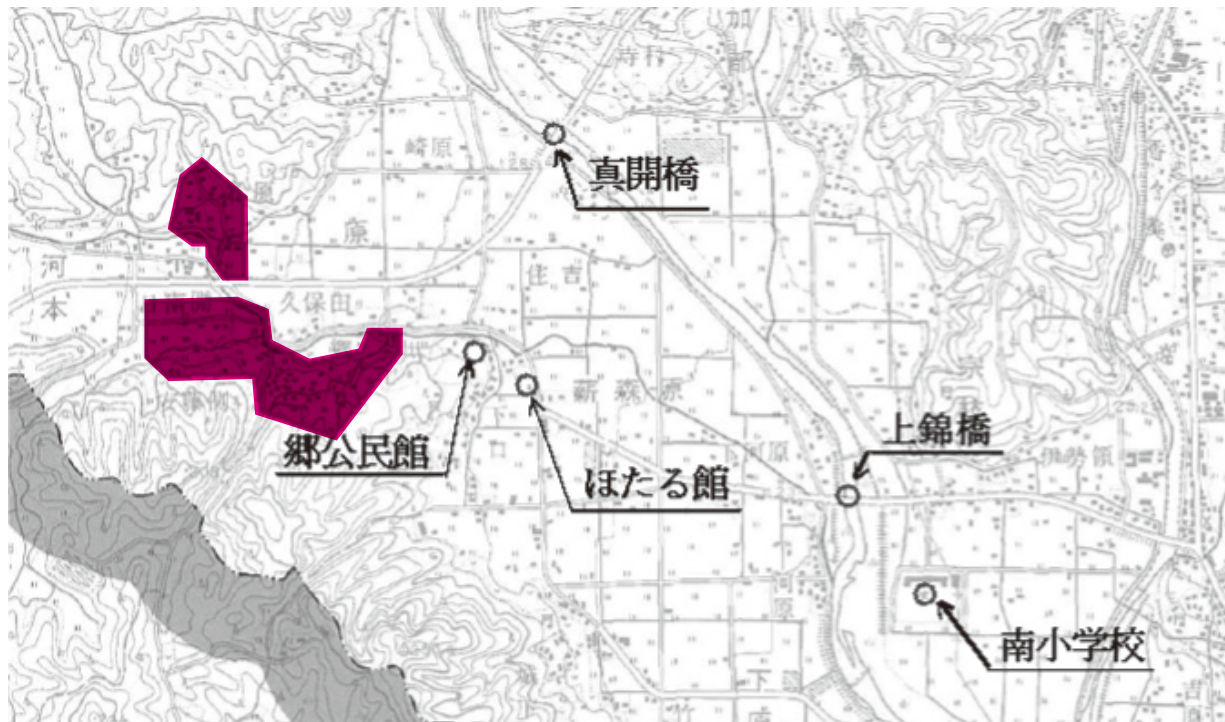


# 下水道の利用についてのお知らせ

## 下水道供用開始について

公共下水道鏡野処理区は、毎年区域を広げて整備を進めています。令和5年3月31日より赤色で着色している地域で、新たに下水道を利用できるようになりました。



## 下水道の利用が可能な地域の皆様へ

### ●水洗化にしましょう！

美しい自然と快適な生活を営むため、下水道への接続をお願いします。供用開始から3年以内なら、補助金も交付されます。早期の水洗化に御協力をお願いします。

下水道を使用するには、排水設備の工事が必要です。

## 下水道をご利用の皆様へ

### ●下水道には雨水が絶対入らないように！

雨水が入ると豪雨の際、マンホールがあふれてしまいます。日ごろからご自宅のマス割れがないかご確認ください。

### ●ウェットティッシュや紙おむつなどは流さない！

固形物や水に溶けないものを流すと下水管が詰ったりポンプ故障の原因となります。台所でも水切りネットをご使用ください。

### ●鏡野町では一般家庭の下水道料金は家にお住いの人数で算定しています。

※検針票についての詳細は、9ページをご参照ください。

## お住まいの人数が減った場合は必ず届出が必要です。

○住んでいる人数が**減る**場合（進学、転出等）には書類を提出していただく必要があります。

※住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので届出の必要はありません。

○住んでいる人数が**増えた**場合（出生、転入等）は毎年5月に役場で調査し確認しますので、**届出の必要はありません。**

書類は町ホームページ、上下水道課、各振興センターにあります。

お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 電話 (0868) 54-0001